

# 空家等対策計画(素案)に対する パブリックコメント及び町の考え方

意見募集期間:令和4年1月1日~1月31日

意見提出者数:3人

提出意見数:3件

## ■空家等対策計画(素案)について提出された意見の概要と町の考え方

番号	意見書	章	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
1	1			<p>結論から言えば、(素案)は、対処療法であって、根本的な治療法になっていない。何故、空き家が発生するか、これを検討する必要がある。</p> <p>【空き家発生の原因】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人の流失が多い</li> <li>2. 人の流入が少ない</li> <li>3. 相続人がいない</li> </ol> <p>等、人口減少が根本的原因である。</p> <p>【人口増加のための対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町に住む魅力がない。</li> <li>2. 子どもを産む経済的環境にない。</li> <li>3. 人口流入のための産業、職場がない。</li> </ol> <p>【人口増加のための施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林業振興のために農林業特区を設け補助金を出す。</li> <li>2. 子育て世代を呼び込むため免税または、補助金を出す。</li> <li>3. 南田原を始めとする各所の町有地にデジタル・流通関連業者等、就労人口が増加する事業者を誘致する。</li> <li>4. リモート環境を良くする。</li> </ol> <p>【上記補助金等の原資】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現在、町発注の建築土木工事は、予定価格の95%と高止まりしている。入札に町外業者を一社以上参加させ、競争原理を働かせる。</li> <li>2. 各種団体への補助金は、年に一回領収書を付けて報告させる。</li> <li>3. 町予算をゼロベースで見直し、前例主義を是正する。</li> </ol> <p>上記PDCAサイクルを回すことにより、人口の増加を図り、空き家を減少させるところか、町の活性化をも図ることができる。</p>	<p>ご意見のとおり人口減少社会、少子高齢化社会において空家等は増加することが懸念されています。このため、空家等対策計画「第1章 計画の概要中、1.計画策定の背景と目的」、「第3章 空家等の問題解決に向けた課題」で認識を整理しています。</p> <p>今後、本計画の「第4章 空家等対策の基本的な方針及び対応策」に記載しているとおり、空家等の発生抑止及び流通・活用並びに適正管理の3つの柱を基本方針として、空家等対策を進めていく中で効果的な事業を検討してまいります。</p> <p>なお、いただいたご意見のうち、総合計画や、その他の分野別計画に関連する部分については、空家等対策に特化した本計画への記載は馴染まないと考えます。</p>

2	2	4	2-2	<p>拙宅も40年住みつけ、ガタも来ているが、隣地が空家になり、現在仲介業者が売りに出しているがかなり高価であり（更地になっている）未だ1か月近く経っているが売れていない。当方にとっては南側で日当たり風通しがよくなりこのままの状態の方が良いのだが。それにしても約50年経過すれば空家やとりこわし更地の区画が目立ち始めている。日生ニュータウンは比較的都心への交通の利便性が良くまた環境（自然）も良いので人気があるようだ。70坪余りの区画が更地のまま残るとは思えないが、仲介業者は売れなければ新築戸建てで売るのがだろうか。</p>	<p>空き家の流通が進まないことへのご意見と考えております。</p> <p>空家等対策計画「第4章2-2 空家等の流通・活用」に記載しているとおり、空き家の流通活用を促進していくために、空き家バンク制度を拡充し、全国空き家バンクの導入を行うなどして、空家の流通を促していく必要があると考えています。</p>
3	3	4	5	<p>p19-5.特定空家等を除却した跡地利活用-(1)</p> <p>利活用事例がポケットパークの1つだけしか記載されていないのが寂しく感じました。タイニーハウスや景観を損なわないデザインのコンテナハウスなどを設置して移住検討者の仮住まい施設を作ったり、別荘的なコワーキングスペースなど、色々と可能性はありそうです。</p>	<p>跡地利活用については、国土交通省の空き家再生等推進事業で紹介された事例を掲載しています。</p> <p>空家等対策計画「第4章5(2)本町への適用の可能性」に記載するとおり、跡地の利活用について直ちに制度化、施策展開をするような状況ではありませんが、将来的に空家等の除却事案が発生した際には跡地の有効活用も含め適宜制度化を検討することとしております。その際の事例紹介として、国土交通省の空き家再生等推進事業で紹介された事例から最小限の事例としてご紹介しています。</p> <p>今後、特定空家等に認定するような空き家が出てきた際には、その特定空家等の地域属性などを鑑みながら跡地の利活用方法を検討してまいります。</p>